

三島市新規最終処分場基本計画（案）に係る住民説明会 会議録要旨

1 日 時 令和3年12月25日（土）午後6時00分から午後9時00分まで

2 場 所 加茂集会所

3 出席者

- (1) 三島市：橋本廃棄物対策課長、鈴木廃棄物対策課副参事、木村廃棄物対策課副参事、
松下廃棄物対策課長補佐、江間廃棄物対策課長補佐、
鈴木廃棄物対策課技術主幹、仲田廃棄物対策課副主任
- (2) 受託者：八千代エンジニアリング(株)：2名

4 参加者

- (1) 加茂町内会役員7名
- (2) 加茂住民4名

5 開 会

- (1) 三島市：開会のあいさつ、事務局及び受託者の紹介
- (2) 町内会役員：開会のあいさつ、町内会役員の紹介

6 説 明

- (1) 三島市：新規最終処分場基本計画（案）について、プロジェクターを用い、事前配布資料「三島市新規最終処分場基本計画（案）に係る説明会資料」に沿って説明。
- (2) 三島市：パブリック・コメントの対応について、事前配布資料「新規最終処分場基本計画（案）への主な意見に対する見解（案）」に沿って説明。
 - ・現在、意見をまとめているため確定数ではないが、意見提出人数429人、意見数514件の提出があった。
 - ・本資料は、パブリック・コメントを行った結果、意見が多かったものを中心とした見解（案）を作成した。
 - ・正式な見解は、後日、ホームページに掲載する。
- (3) 三島市：焼却施設の次期建設地について、口頭により説明。
 - ・廃棄物処理施設について、次に建設が必要となるのは、15年程度先になると考える。
 - ・まず第1に廃棄物処理の広域連携について検討する。
 - ・どこの市町に建設するとしても、負担の公平性を原則とするとともに、周辺環境等を考慮したうえで、適地となる候補地が選定されると考える。
 - ・廃棄物処理施設が立地する賀茂之洞地区については、周辺が、厳しい傾斜地の地形であるため、建設の適地にはならないものと考えている。

7 質疑応答

参加者

- ・次期焼却施設の建設については、賀茂之洞地区が候補地となりうるのか、文書で回答をいただきたい。
- ・場所が無いから加茂に作らないというのは、違うと思う。負担の公平性が最初に無いと。
- ・また 15 年先も担当が変わって、同じことを繰り返す。町内役員は、その都度変わるから忘れる。そういうことを繰り返さないように、明確な形で書類に残してもらいたい。
- ・政治的用語は使わないでほしい。加茂は候補に入りませんか、明確な言葉で言ってほしい。曖昧な言葉の解釈でされると、15 年先にあなた方はいないし、市議も市長さんも変わる。

参加者

- ・ダイオキシン類が、最終処分場から場外に漏れているのか。
- ・3 カ所でダイオキシンが基準値以下、ダイオキシンが検出されたことには間違いはない。

三島市

- ・ダイオキシン類は、環境中に広く存在している。
- ・三島市環境報告書 2020 年版では、ダイオキシン類は、有機塩素系化合物の生産、金属の精錬、廃棄物の焼却等に伴って、必ず生成される物と記載されている。また、ダイオキシンは、自然界でも発生することがあり、森林火災、火山活動などでも生じる。
- ・環境省では、大気、水質、底質、土壌中のダイオキシン類について、人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基準を定めている。
- ・ダイオキシンが検出されたことは間違いはない。
- ・ダイオキシン類が、最終処分場から場外に漏れているのかについて、後日、回答する。

参加者

- ・法律が昭和 52 年に改正され遮水シートの義務づけがある。第 1 処分場に遮水シートが無いことは法律に違反している。

三島市

- ・昭和 52 年の法改正において、遮水シートが義務づけされた話は聞いていないため、確認する。

参加者

- ・候補地選定委員会の土居座長が「産業廃棄物最終処分場のプラスチックが含まれる盛土に関する論文」を書いていたか確認していただきたい。

三島市

- ・土居座長がその論文を書いたか確認し、回答する。

参加者

- ・2回目の水質検査調査報告書に計量証明書を添付しなかった理由を教えてください。

三島市

- ・回答する。

参加者

- ・市の職員で計量士の資格を持っている人数、また、名前と免許番号を教えてください。

三島市

- ・確認する。

参加者

- ・赤褐色の水の原因を究明していただきたい。

三島市

- ・他の場所の水質を調べ、関連性を後日報告したいと考える。

参加者

- ・今回の熱海の盛土の問題も踏まえ、県から許可を受けているのか。
- ・県との協議は、具体的にいつごろやるのか。

三島市

- ・土石流危険渓流エリアに係る県への協議については、令和3年9月14日に三島市土木課と協議を行い、後日、三島市土木課から、静岡県沼津土木事務所企画検査課に確認をした。静岡県では、土石流危険渓流エリアにあるが、協議は必要ないとのことであった。しかし、土石流危険渓流エリアについては、大変重要な事項であると考え、基本設計、実施設計を進める中で、引き続き関係機関との協議を進めていきたいと考える。

参加者

- ・土石流危険渓流について、別の専門家の見解をいただきたい。

三島市

- ・土石流危険渓流に関する別の専門家の見解を回答する。

参加者

- ・最終処分場の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条による周辺住民の環境について調査し、設置すると法律にある。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 3 項 抜粋

前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

三島市

- ・生活環境影響調査の結果を縦覧する。縦覧場所は、三島市役所の情報公開コーナーと廃棄物対策課。日程は、令和 4 年 3 月 15 日から令和 4 年 4 月 14 日に予定している。

参加者

- ・一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令に定めるところにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとある。第 1 埋立地から第 3 埋立地までの添付書類のコピーをください。
- ・本庁の方で開示請求する。

三島市

- ・開示請求をしていただく必要があると考える。

参加者

- ・浸出水処理施設の説明、下水道放流を計画しているとあるが、循環させて放流しない方針の方が環境に良いと考える。循環させて放流しない方式を採用していただけないのか。
- ・2つの方式から、どちらを選んだのか記載をお願いします。

三島市

- ・循環無放流と下水道放流を比較した結果、下水道放流が維持管理費などで有利なため、下水道放流としている。
- ・新規最終処分場基本計画の中で、比較結果を分かりやすく記載する。

参加者

- ・法律上、市はごみを収集運搬する義務があるが、集積所に残されるルール違反ごみを 10 日間も置いたままにする理由について、文書で回答をお願いします。

8 その他

- (1) 説明会の質問に対する回答期限を令和4年1月20日の予定とする。
- (2) 説明会の議事録は、令和4年1月20日に町内会へ提出し、内容を確認した上で、令和4年1月末頃に市ホームページに掲載する。

9 閉会

三島市：長時間にわたりまして、ご意見をいただきありがとうございました。

本日の説明会は、終わりになりますが、また、色々お約束した回答等は期限までにさせていただく。今後、皆様からご意見をいただけるような機会を設けていければと考えているので、御理解、御協力のほどをよろしく願います。

10 決定事項

- (1) 被覆型埋立地（クローズド型）の案4（循環無放流）と案4'（下水道放流）との比較結果を新規最終処分場基本計画に分かりやすく記載する。
- (2) パブリック・コメントに提出された意見等を公表する公表予定日を令和4年1月31日とする。

11 質問内容

- (1) 次期焼却施設の建設については、賀茂之洞地区が候補地となりうるのか、文書で回答をいただきたい。
- (2) ダイオキシン類が、最終処分場から場外に漏れているのか。
- (3) 第1処分場は、遮水シートの設置が必要であり、昭和52年の廃掃法に違反しているのではないか。
- (4) 市の職員で計量士の資格を持っている人数、また、名前と免許番号を教えてください。
- (5) 2回目の水質検査調査報告書に計量証明書を添付しなかった理由を教えてください。
- (6) 赤褐色の水の原因を究明していただきたい。
- (7) 候補地選定委員会の土居座長が「産業廃棄物最終処分場のプラスチックが含まれる盛土に関する論文」を書いていたか確認していただきたい。
- (8) 土石流危険渓流について、別の専門家の見解をいただきたい。
- (9) ルール違反ごみについて、10日間も置いたままにする理由を文書で回答をいただきたい。